

背景

軽症の外国人患者の大学病院等へ受診が多いことから、**外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できる環境整備**が必要

1 外国人患者受入れ医療機関の整備 2 医療情報等の効果的な提供 3 地域における受入環境整備 を推進する必要がある

都の取組

1 医療機関の整備

(1) 外国人患者受入れ体制整備補助(H29～)

継

パンフレットや問診票、ホームページの翻訳及び作成に係る費用、翻訳のためのタブレット端末の導入や院内資料、案内表示の多言語化、職員の医療通訳養成に関する研修や通信講座の受講費用等に係る費用への補助

対象： 病院及び診療所(外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関または今後応募予定の医療機関)

補助額： 1,300千円×1/2

予算規模： 15医療機関

(2) 医療機関向け救急通訳サービス

継

(英・中・韓・タイ・スペイン・フランス)

都内の登録医療機関を対象に、救急で来院した外国人患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、電話による医療通訳サービスを提供

(英・中)24時間365日

(韓・タイ・スペイン・フランス)平日 17時～20時、土日祝日 9時～20時

(3) 外国人患者対応支援研修(H28～)

継

場面ごとにおける外国人対応時の注意事項や、制度等の説明方法、医療費の支払方法や未収金防止対策等について学ぶ

- 都内医療機関の職員を対象に、オンデマンド形式による動画配信等(状況に応じて対面による講義形式等)により実施

2 医療情報の提供

(1) 外国人患者向け医療情報サービス(英・中・韓・タイ・スペイン)

継

外国語対応可能な都内医療機関や日本の医療制度等を相談員が案内(毎日9時～20時)

※オリンピックパラリンピック期間前後について、対応時間を22時まで延長

(2) 医療機関案内サービス「ひまわり」 Webサイトによる情報提供(英・中・韓)

継

外国語対応可能な都内医療機関情報を提供

3 地域における受入環境整備

(1)外国人患者への医療等に関する協議会

継

医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等による会議体を運営し、連携を強化し、外国人への医療提供に係る取組を促進

(2)地域の実情に応じた外国人患者受入環境整備事業

継

※医療保健政策区市町村包括補助事業費に計上

行政、医療機関や関係団体、宿泊施設や観光施設等が連携し、地域の実情に応じた外国人患者の受入環境を整備する取組を支援(地域会議の開催等)

【先駆的事業 補助率10/10 上限5,000千円】